平成２６年（フ）第１１２６号
札幌市北区拓北７条２丁目４番16号
債務者　宮崎　沙織（旧姓相生）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３２号
札幌市中央区南11条西12丁目１番34号　ウェステル12―205号
債務者　中山　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３３号
札幌市中央区南11条西12丁目１番34号　ウェステル12―205号
債務者　佐々木奈穂
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５７号
北海道江別市一番町10番地の11
債務者　上原　秀一
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５８号
北海道江別市一番町10番地の11
債務者　上原　直子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１６８号
札幌市東区伏古10条１丁目17番10号　ローヤルハイツ伏古402号
債務者　宮崎　　静（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２２号
北海道江別市野幌末広町30番地の９
債務者　西松　一之
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２３号
北海道江別市野幌末広町30番地の９
債務者　西松　榮一
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４７号
札幌市白石区北郷４条２丁目３番11号　リヴンハウス201号
債務者　久保麻弓子（旧姓森越）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２５８号
札幌市東区北45条東17丁目４番３号　サンホームマンション栄町205号
債務者　樋爪　亜季（旧姓町井）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６４号
札幌市東区北19条東12丁目７番16―302号
債務者　高橋　優子（旧姓川浦）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２６７号
札幌市西区西町北15丁目２番24号　西町Ｎ15―203号
債務者　千葉　朱美（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７６号
札幌市中央区大通西15丁目３番地14　サンハイツササキ503号
債務者　山下　俊明
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９５号
（現住所秘匿）、前住所北海道苫小牧市矢代町１丁目７番22号
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０４号
北海道恵庭市島松東町３丁目10番２号
債務者　業天　秀美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０９号
札幌市中央区南10条西７丁目１番５―401号
債務者　菊地　伸恵
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１５号
札幌市白石区本郷通13丁目南１番13―1001号
債務者　高橋　美佳
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１９号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番30―308号
債務者　松田　拓幸
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部